

知っておきたい 配偶者が亡くなった際の “お金”に関する手続きとポイント



配偶者が亡くなりました。
お金に関してどのような手続きが
必要なのでしょうか？

今回の質問

配偶者や家族などの身内が亡くなった際には、「死亡届」といった自治体への届け出はもとより、社会保険に関するものから銀行口座や証券口座など、金融資産に関わるものまで多岐にわたる手続きを期限内に進める必要があります。今号では、配偶者が亡くなった後の生活に欠かせない“お金”に関する各種手続きとそのポイントについて解説します。

監修／一色徹太 (CFP®認定者)

はじめに 遺族の生活を守る届け出や手続き

配偶者が亡くなり、通夜、葬儀を終えても、さまざまな届け出や手続きが待っています。多くの人のため、配偶者を亡くす経験は一生に一度あるかないかの出来事。何をすればいいのかわからなくて当然です。しかし、年金や保険など残された家族の生活を守るために必要である以上、深い悲しみのなかでも、届け出や手続きを進めないわけにはいきません。しかも、さまざまな書類を準備する必要はあるほか、期限が設定されているものも多いため、注意が必要です。

社会保障に関わる手続き

まずは、健康保険や公的年金といった社会保障に関わる手続きをみていきましょう。

(1) 健康保険

故人が自営業者などの国民健康保険加入者であった場合は、亡くなった日から14日以内に、住民票のある市区町村役場に書類（資格喪失届）を提出し、健康保険証を返却する必要があります【図表1】。故人が世帯主でその配偶者も国民健康保険に加入していた場合は、新しい世帯主に名義を書き換えた健康保険証を発行してもらう必要があります。

一方、故人が会社員であった場合、基本的には勤めていた会社が死亡退職手続

【図表1】国民健康保険に関わる手続き

書類名称	国民健康保険資格喪失届
その他 必要書類 など	・死亡の事実を証明する書類（死亡診断書の写しなど） ・国民健康保険証 ・（そのほか、必要に応じて）限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証など
提出先	・住民票のある市区町村役場
期限	・亡くなった日から14日以内

出所：監修者作成

きの一環として健康保険の資格喪失手続きを行います。残された配偶者が被扶養者であった場合は、配偶者の資格喪失手続きも同時に行ってください。本人と被扶養者の健康保険証は返却が必要です。そのうえで、残された配偶者はほかの家族の被扶養者になるか、国民健康保険に加入する手続きをしなければなりません。

(2) 公的年金

配偶者が仮に年金受給者である場合、①「年金受給の停止」、②「未支給年金の請求」、③「遺族年金や寡婦年金、死亡一時金の請求」の三つの手続きが必要となります【図表2】。

まず、①年金受給を停止するために、亡くなった日から14日以内（国民年金の場合）、または10日以内（厚生年金の場合）に、年金事務所または年金相談センターに「年金受給権者死亡届」を提出する必要があります。停止を怠ると不正受給に

【図表2】 公的年金に関わる手続き

手続き	年金受給の停止	未支給年金の請求	遺族年金の請求	寡婦年金・死亡一時金の請求
書類名称	年金受給権者死亡届(報告書)	未支給【年金・保険給付】請求書	年金請求書(国民年金遺族基礎年金) 年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)	国民年金寡婦年金裁定請求書(寡婦年金) 国民年金死亡一時金請求書(死亡一時金)
その他必要書類など	・年金証書 ・死亡の事実を証明する書類(死亡診断書の写しなど)	・年金証書 ・故人と請求者の身分関係を証明する書類(戸籍謄本など) ・生計同一の確認書類(故人の除住民票と世帯全員の住民票の写し) ・受取りを希望する金融機関の預金通帳の写し ・(故人と請求者が別世帯の場合)生計同一関係に関する申立書など	・年金手帳 ・死亡の事実を証明する書類(死亡診断書の写しなど) ・故人と請求者の身分関係を証明する書類(戸籍謄本など) ・生計同一の確認書類(故人の除住民票と世帯全員の住民票の写し) ・受取りを希望する金融機関の預金通帳の写し ・請求者の収入が確認できる書類 ・(そのほか、必要に応じて)在学証明書、学生証など	・年金手帳 ・(寡婦年金の場合)年金証書 ・故人と請求者の身分関係を証明する書類(戸籍謄本など) ・生計同一の確認書類(故人の除住民票と世帯全員の住民票の写し) ・(寡婦年金の場合)請求者の収入が確認できる書類 ・受取りを希望する金融機関の預金通帳の写し
提出先	・年金事務所または年金相談センター	・年金事務所または年金相談センター	・(遺族基礎年金)住民票のある市区町村役場 ・(上記以外)年金事務所または年金相談センター	・住民票のある市区町村役場、年金事務所または年金相談センター
期限	・(国民年金)亡くなった日から14日以内 ・(厚生年金)亡くなった日から10日以内	・亡くなった日の翌日から5年以内	・亡くなった日の翌日から5年以内	・(寡婦年金)亡くなった日の翌日から5年以内 ・(死亡一時金)亡くなった日の翌日から2年以内

出所：日本年金機構の資料を基に監修者作成

なり、後日、返還などの手続きが発生してしまつたため、注意しましょう。
また、②年金は2カ月に一度(偶数月の15日)、前2カ月分が支給されます。

故人と生計を同じくしていた遺族は、亡くなった月分までの年金(未支給年金)を受給できます。年金受給の停止手続きに合わせて「未支給【年金・保険給付】

請求書」を提出するとよいでしょう。さらに、③遺族年金を受給するためには、故人に生計を維持されていたこと、受取人の年収が850万円未満であるなどの要件を満たす必要があります。請求先は、遺族基礎年金のみの場合は住民票のある市区町村役場、それ以外の場合は年金事務所または年金相談センターです。また、国民年金については、受給要件に該当せず遺族基礎年金を受給できない場合でも、寡婦年金(夫が10年以上保険料を納付するなど、一定の要件を満たしている場合に、妻に対して支給される年金)、または死亡一時金(夫が保険料を3年以上納付し、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給したことがない場合に、生計を同じくしていた遺族が受給できる一時金)を受給できる場合があります。寡婦年金と死亡一時金の両方を受給できる権利がある場合でも、どちらか一方しか支給されません。

消滅時効については、未支給年金・遺族年金・寡婦年金は亡くなった日の翌日から5年、死亡一時金は亡くなった日の翌日から2年です。時効にかかる受給できなくなる場合がありますので、注意しましょう。

金融資産に関わる手続き

故人に預貯金や有価証券(公社債、株式、投資信託)などの金融資産がある場合には、名義変更・解約といった手続き

が必要になるほか、生命保険(死亡保険金)の請求といった手続きも必要です【図表3】。

【図表3】 金融資産に関わる手続き

手続き	預貯金口座の名義変更・解約など、証券口座の移管		生命保険の保険金請求
	遺言書がある場合	遺産分割協議書がある場合	
提出書類	・遺言書の写し ・(公正証書遺言以外の場合)検認調査または検認済証明書の写し ・(遺言執行者がいる場合)遺言執行者の印鑑証明書 ・死亡の事実を証明する書類(死亡診断書の写しなど) ・預金や証券を相続する人の印鑑証明書	・遺産分割協議書(原本) ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本 ・相続人全員の印鑑証明書	・保険金請求書 ・死亡診断書(または死体検案書)の写し ・請求者の本人確認資料の写し
期限	・なるべく早く		・亡くなった日の翌日から3年以内

※あくまで一般的な例であり、金融機関によって提出書類は異なるため、事前の確認が必要

出所：監修者作成

(1) 預貯金口座

まず、金融機関は口座名義人が死亡したことを知ると、ただちに預貯金口座を凍結し、払出しができなくなるので注意が必要です。ただし、相続人全員が同意していることが分かる書面などを用意すれば、払出しに応じてもらえる場合があります。必要な書面は金融機関によって異なるため、必ずそれぞれに確認しまし

よう。

なお、民法改正により「預貯金の仮払い制度」が新設されます（2019年7月1日より施行予定）。これにより、金額には一定の制限があるものの、遺産分割前でも払出しができるようになります。

相続人のうち、誰がどの財産をどれだけ相続するかが決まった後に、故人の預貯金口座の名義変更・解約などの手続きを行います。届出書の書式や提出書類は、金融機関によって異なります。遺言書がある場合と遺産分割協議書がある場合とでも必要な書類は変わります。

なお、遺言書がない場合は相続人全員の同意書が必要であり、時間を要することもするため、手続きの期限は決められていません。

(2) 証券口座

株式や投資信託を相続人が引き継ぐ場合は、名義変更はできず、相続人の口座へ移管する必要があるため、相続人は同じ金融機関に証券口座を保有している必要があります。遺言書や遺産分割協議書の有無によって必要書類が異なる点は預貯金口座と同様です。

また(1)の預貯金口座と同様に、一般的に期限は決められていません。しかし、価値のある株式などが含まれる場合は、価格が大きく変動しないうちに、できるだけ早く手続きを行うとよいでしょう。

(3) 生命保険

故人が生命保険に加入しており、配偶者が保険金受取人となっていれば、生命保険金（死亡保険金）の請求を行います。通常一週間程度で指定した口座に保険金が振り込まれるため、預貯金口座が凍結される場合でも安心です。提出書類は生命保険会社によって異なりますが、基本的には保険金請求書、死亡診断書（または死体検案書）の写し、請求者の本人確認資料の写しの3点です。

生命保険の保険金請求の消滅時効は、保険法で亡くなった日の翌日から3年と定められています。年金と同じく、時効にかかる保険金を受給できなくなる場合があるので、注意しましょう。

所得税の確定申告、相続税などの税金に関わる手続き

確定申告の必要がある人が亡くなった場合には、相続人が代わって所得税の確定申告を行う必要があります。これを「準確定申告」といいます。1月1日から死亡日までの所得金額および税額を計算し、申告と納税をしなければなりません。

申請先は、故人の納税地（一般的には住所）の所轄税務署です。相続人が2人以上いる場合は、連署により準確定申告書を提出します。ほかの相続人の氏名を付記して各人が別々に提出することもできますが、この場合、当該申告書を提出した相続人は、ほかの相続人に申告した

内容を通知する必要があります。

準確定申告は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。確定申告をしなければならぬ人が翌年の1月1日から確定申告期限（原則として翌年3月15日）までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合、前年分、本年分ともに同じ期限内に申告と納税が必要です。

また、相続税の申告・納税についても検討しなければなりません。相続税がかかるかどうかは、相続財産の多寡や相続する人の数などによって決まります。自分で確認することが難しい場合は、税理士や弁護士など専門家に相談するのも一つの手段です。

相続税の申告が必要な場合は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に相続税を納付する必要があります。

各種手続きの期限に注意 生前に意思を伝えておくことも大事

ここまで、社会保障や金融資産、税金に関わる各種手続きを確認してきました。注意したいのは、期限が設定されている手続きが少なくないということです。

【図表4】
ただでさえ多くの手続きがあるなかで、期限の有無や日数がバラバラなため、

【図表4】各種手続きのスケジュール

厚生年金の死亡届提出	亡くなってから10日以内
国民年金の死亡届提出	亡くなってから14日以内
健康保険の資格喪失手続き	亡くなってから14日以内
故人の確定申告（準確定申告）	相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内
相続税の納付	相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内
生命保険の保険金請求	消滅時効3年
未支給年金の請求	消滅時効5年
遺族年金の請求	消滅時効5年

出所：監修者作成

何をいつまでにすればいいのか混乱してしまうこともあるでしょう。配偶者を亡くした悲しみも癒えないままに追われる手続きの負担は小さくありませんが、どんなものがあるかを事前に知っておくだけでも安心感は大きいでしょう。まずはいざというときを想定し、大まかな手続きの流れだけでも整理しておくことと慌てずに済みます。そのうえで、期限の短い手続きから優先して進めていくとよいでしょう。

自分が亡くなった後の配偶者の負担を和らげるために、エンディングノートなどで生前に意思を伝えておくことも一案です。